

### キタムラ機械株式会社との特許係争に関する勝訴のお知らせ

株式会社森精機製作所(以下、当社)は、2010年(平成22年)8月、キタムラ機械株式会社(以下、「キタムラ機械」)より、当社の複合加工機「NTシリーズ」の製造・販売に関して、東京地方裁判所にて特許権侵害訴訟の提起を受け、3年近くにわたり、主張立証を尽くしてまいりました。

審理の結果、東京地方裁判所は、2013年(平成25年)5月31日、キタムラ機械主張の特許第3388498号(以下、「キタムラ特許権」)が特許要件を満たさず無効とされるべきものであると判断し、同社の請求を退ける判決を下しました。

本書をもって、当該侵害訴訟における当社の勝訴をご報告申し上げます。

また、当社は、上記侵害訴訟と並行して、2011年(平成23年)4月、特許庁に対してキタムラ特許権の無効審判請求を提起し、同年11月に特許庁よりキタムラ特許権を無効とする旨の審決を得ており、さらに、キタムラ機械によって提起された無効審決の取消訴訟においても、当社は、2012年(平成24年)9月、知的財産高等裁判所より、無効審決を維持し、キタムラ特許権を無効とする旨の勝訴判決を得ております。

この知的財産高等裁判所の判決につきましては、知的財産高等裁判所のホームページに掲載されており、ご参照いただけます。

知的財産高等裁判所 : <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121002110805.pdf>

このように、当社は、全ての審判と訴訟において、特許庁及び裁判所から、主張の正当性を認めるご判断を頂きました。

当社は、今後も、知的財産権制度を尊重し、工作機械業界全体の発展にも寄与してまいります。

つきましては、当社製品及び当社につきまして、変わらぬご高配を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

以上